

金沢市景観計画(案)

概要資料

～ 目 次 ～

本編における章立て	本資料における解説内容と対応頁
序章 金沢市景観計画策定にあたって	1. 景観計画策定における背景と目的 1 2. 景観計画の位置づけ
第1章 金沢市における景観形成の 基本的な考え方	3. 景観計画の性格 4. 景観形成の基本理念 5. 協働による景観まちづくり 6. 景観目標像 7. 金沢らしい景観の構図と保存・継承 8. 景域別にみた景観形成方針 2 9. 区域・地区別にみた景観形成方針
第2章 良好な景観形成のための 行為の制限に関する事項	10. 景観誘導の基本的考え方 5 11. 重層的な区域設定による景観誘導方針 12. 届出等が必要となる対象 6 13. 良好な景観形成のための行為の制限に関する基準 7 14. 景観計画区域における基準 15. 色彩基準等について 8 16. 基準運用に係る特記事項 17. 時間・暮らしと景観との関わりを意識した 良好な景観形成のために配慮すべき事項
第3章 景観形成重要建造物・ 景観重要樹木の指定の方針	18. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針 9
第4章 屋外広告物等の表示及び掲出する 物件の設置に関する行為の制限 に関する事項	19. 屋外広告物等の表示及び掲出する物件の設置 に関する行為の制限に関する事項
第5章 景観重要公共施設等の整備 に関する事項	20. 景観重要公共施設等の整備に関する事項 10
第6章 文化的景観に関する事項	21. 文化的景観に関する事項

資料内にある参照頁は、金沢市景観計画(案)本編の頁です。

1. 景観計画策定における背景と目的 (P1)

金沢市は、全国で初めて魅力あるまちなみ等を守るための「金沢市伝統環境保存条例」を昭和43年に制定し、その後、平成元年には「金沢市における伝統環境の保存および美しい景観の形成に関する条例」へと発展させ、美しく魅力ある景観形成を進めてきました。さらに、金沢の個性と魅力ある景観を磨き高めるために、多くの市独自の条例を制定し、全国のなかでも先進的に取り組んできました。

しかし、生活様式の変化や価値観の多様化等により、金沢においても個性と魅力ある景観を守り高めていく上で、様々な課題や問題が生じてきています。

このような状況のなかで、国では平成16年に「景観法」が制定され、また石川県においても、平成20年に「いしかわ景観総合条例」が制定されるなど、良好な景観を後代に引き継ぐための取り組みが全国的に広がりを見せようとしています。

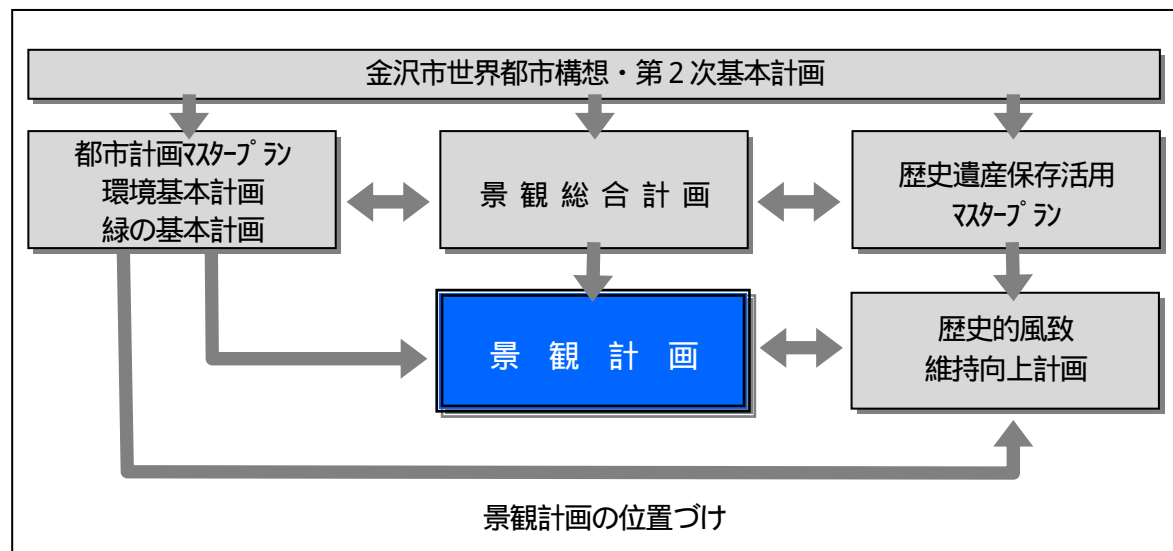
また、本市では、平成21年3月に景観法を活用した新たな景観条例として、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」を制定し、また「金沢市屋外広告物等に関する条例」への改正を行い、新たな景観まちづくりに取り組んでいきます。

本計画は、景観形成の基本的な考え方や良好な景観形成のために必要な行為の制限に関する事項等を明らかにし、市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による景観まちづくりを展開し、風格と魅力ある金沢の景観を継承・発展させることを目的とします。

2. 景観計画の位置づけ (P2)

本計画は、金沢市世界都市構想や第2次基本計画に基づき、市の景観行政における「長期的な行動指針計画」として取りまとめた「金沢市景観総合計画」を受けて策定されるものです。また、都市計画マスタープランや環境基本計画、緑の基本計画等の各種マスタープランと連携を図るものです。

また、本計画は、景観法に基づく法定計画であり、景観法を活用するために必須な事項を定めるものです。



3. 景観計画の性格 (P2)

長期的な行動指針である「金沢市景観総合計画」(景観マスタープラン)を基本とした、短中期的な運用実施計画

これまで市独自に進めてきた景観誘導方針に、「景観法」に基づく法的根拠を持たせた計画都市計画マスタープランや緑の基本計画等との連携を図りながら、景観形成に向けた実際の運用を通じて段階的に内容を充実させ、きめ細かな景観形成へと積み重ねていく計画

4. 景観形成の基本理念 (P4~6)

- (1) 特色ある自然・風土を保全・活用した景観形成
- (2) 歴史的資産を継承した景観形成
- (3) 地域の時間と暮らしに根ざした景観形成

5. 協働による景観まちづくり (P7)

・市民、事業者、設計者・施工者、行政が、それぞれの役割を認識し、協働による景観まちづくりを進めます。

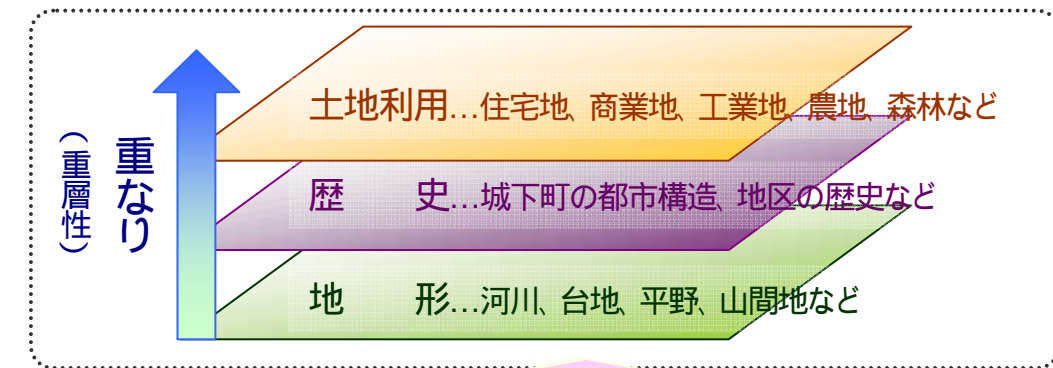
6. 景観目標像 (P8)

風格と魅力を兼ね備えた美しい世界都市・金沢

【景観まちづくりの目標】

- 市民みんなの協働によって郷土に愛着と誇りが感じられるまち
- 一人ひとりの暮らしの中に息づく美しく快適なまち
- 途絶えることなく後代に景観資産を受け継ぐまち

7. 金沢らしい景観の構図と保存・継承 (P9~10)



時間や暮らし 1日(昼夜)、四季(春夏秋冬)、伝統・文化

3つの景観要素が重なり合い、金沢の個性ある景観の基盤となっています

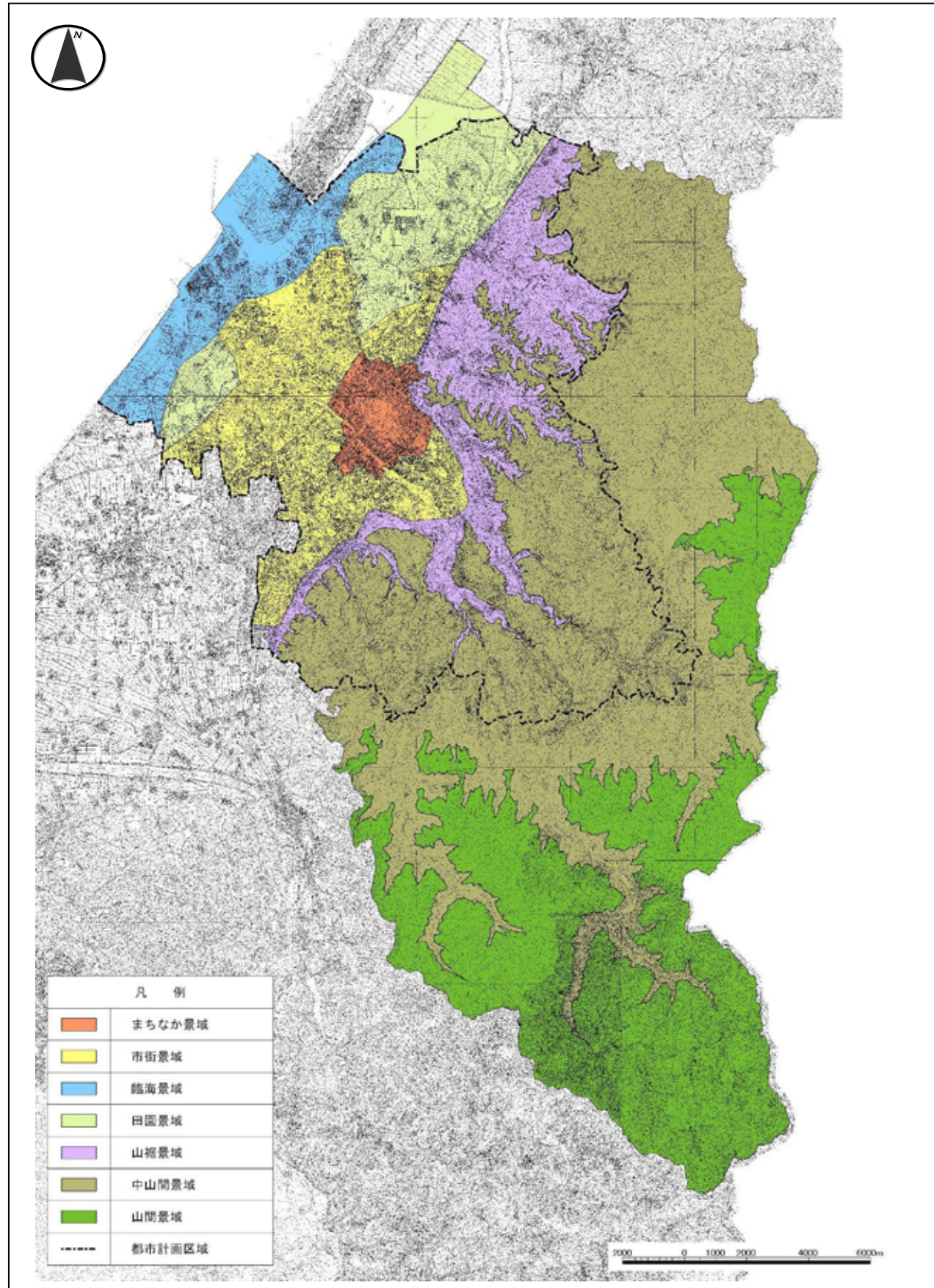
- 地形 ... 海岸、河川、河北潟、台地、平野、里山、山間地等の起伏豊かな地形
- 歴史 ... 城下町の町割・街路網、農山村集落の歴史、遺跡 など
- 土地利用 ... 住宅地、商業地、工業地、農地、森林等における都市経済・生産活動 など

時の移ろいや日々の暮らし、文化を背景として彩りある景観を生んでいます

- 伝統・文化 ... 文化や生活慣習とともに培われていく長い年月(長年)
- 四季 ... 金沢ならではの鮮やかな四季の変化(1年)
- 一日(昼夜) ... 昼・夜の生活のリズム(1日)

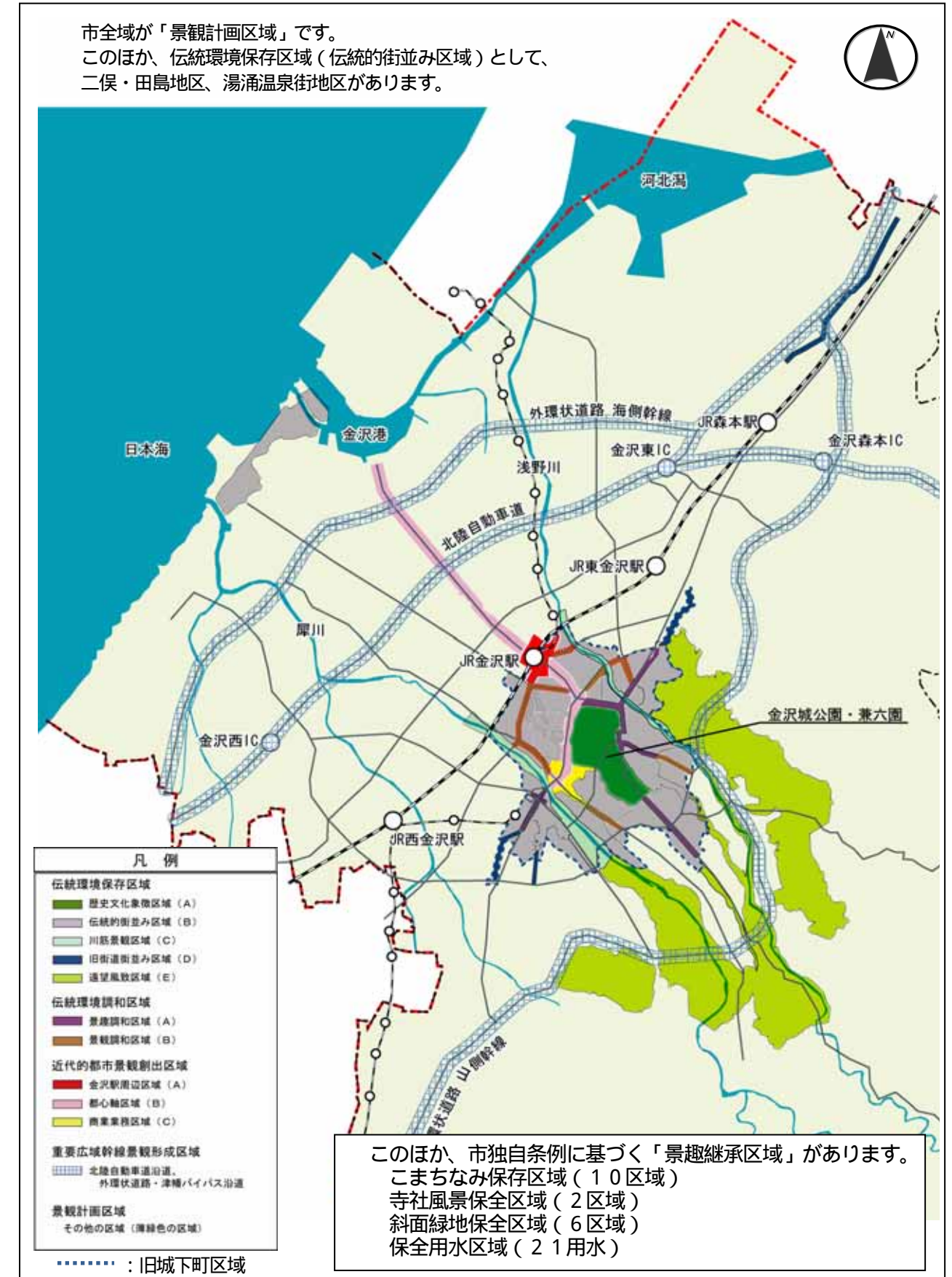
8. 景域別にみた景観形成方針 (P11~18)

景域別にみた景観形成方針を定めています。(P12~18)



9. 区域・地区別にみた景観形成方針 (P19~78)

区域別にみた景観形成方針を定めています。(P19~25)



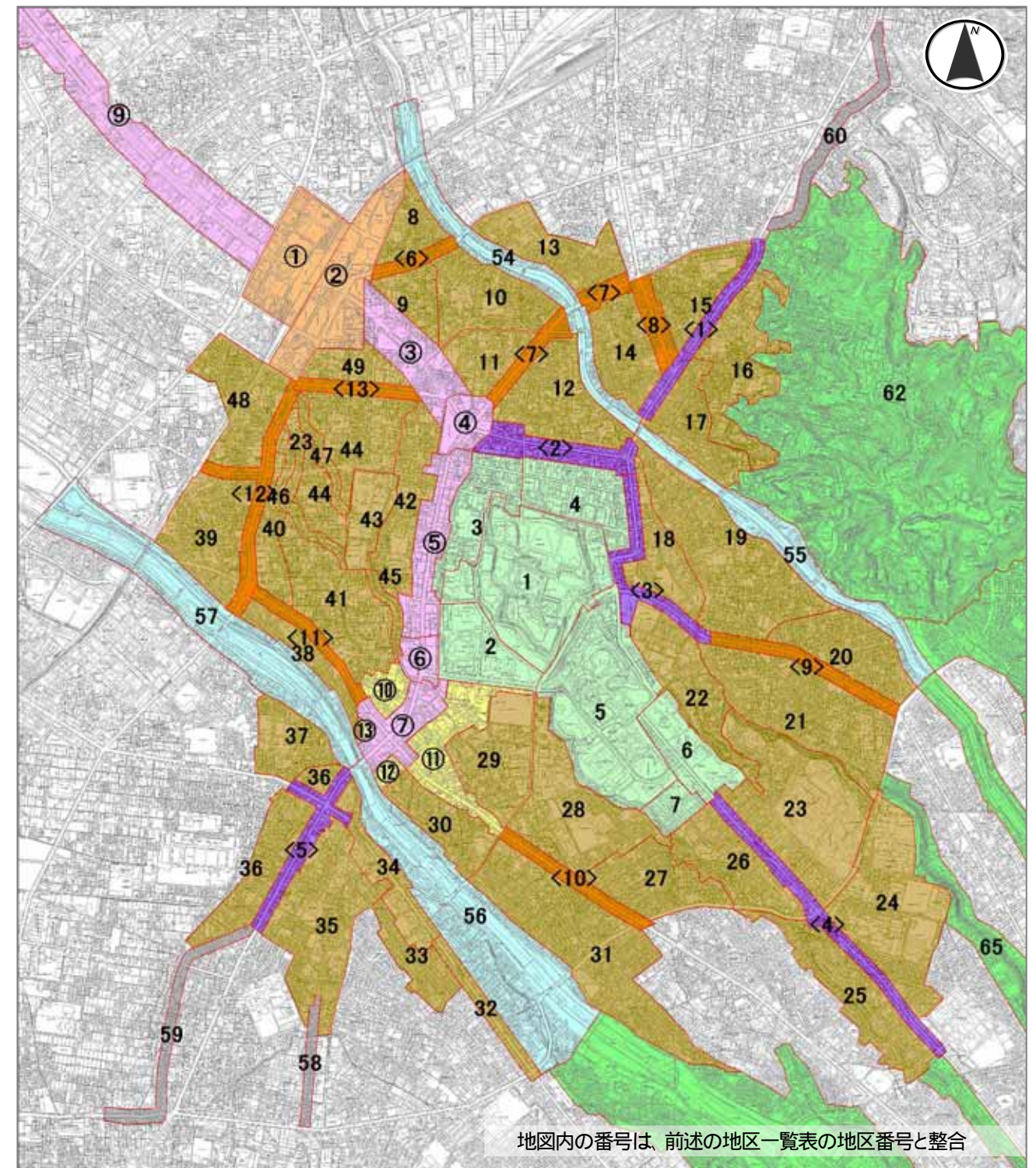
地区別にみた景観形成方針を定めています。(P26～78)

景観形成区域(伝統環境保存区域・伝統環境調和区域・近代的都市景観創出区域)については、地域における地形・歴史・土地利用を踏まえた景観特性、旧町名等に基づく地域コミュニティ単位を考慮し、下記に示す94の地区に区分された地区毎の景観形成方針を示しています。

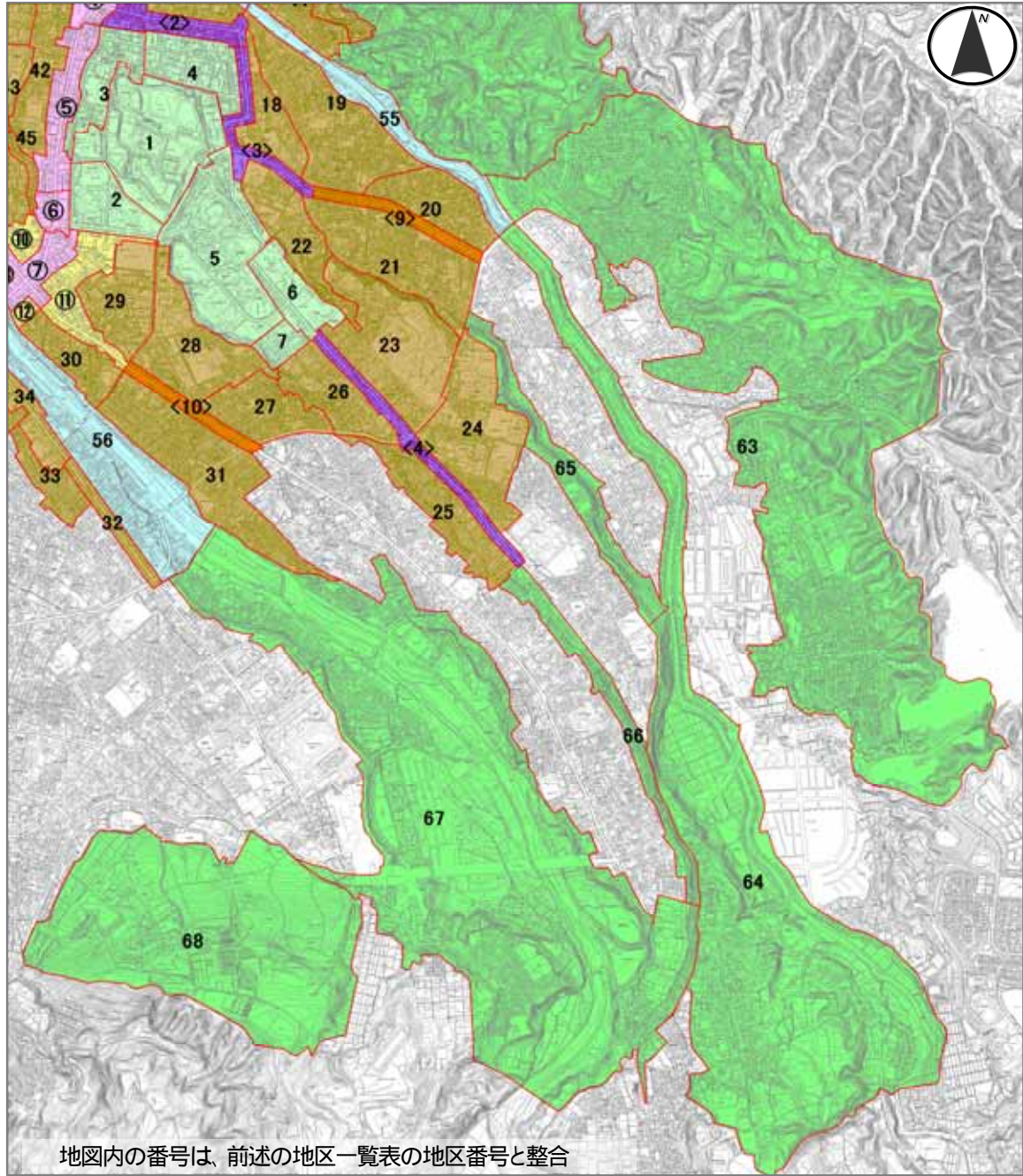
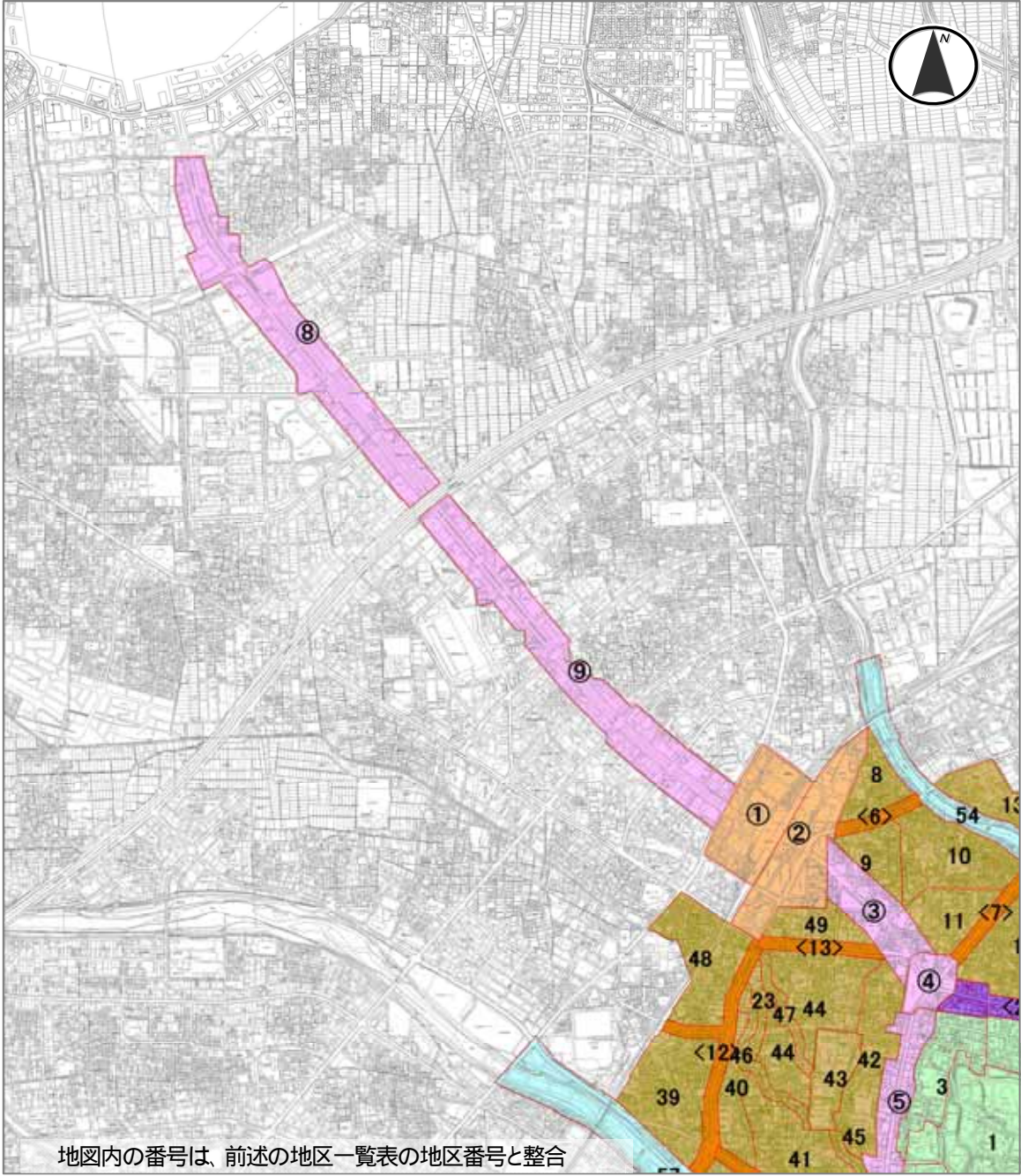
【「景観形成区域」内の地区一覧表】

区分	細区分	地区名	区分	細区分	地区名	
A. 歴史文化象徴	1	金沢城周辺地区	C. 川筋景観	54	浅野川大橋～七ツ屋町地区	
	2	広坂地区		55	浅野川大橋～鈴見橋地区	
	3	十間町・尾山町地区		56	犀川大橋～上菊橋地区	
	4	尾張町・大手町地区		57	犀川大橋～大豆田大橋地区	
	5	兼六園周辺地区		58	旧鶴来道地区	
	6	辰巳用水石引地区	59	旧北国街道泉地区		
	7	石引4丁目地区	60	旧北国街道春日町・大樋町地区		
	8	堀川町地区	61	旧北国街道森本・花園地区		
	9	此花地区	62	卯辰山地区		
	10	笠市町・瓢箪町地区	63	奥卯辰山地区		
	11	安江町・彦三町地区	64	浅野川上流地区		
	12	彦三町・尾張町地区	65	小立野台東縁街並み地区		
	13	昌永町・小橋町地区	66	小立野台西縁街並み地区		
	14	東山3丁目地区	67	犀川上流地区		
	15	森山地区	68	野田山地区		
B. 伝統的街並み	16	卯辰山山麓寺院群地区	E. 遠望風致	<1>	東山～森山地区	
	17	東山1丁目地区		<2>	尾張町地区	
	18	兼六元町地区		<3>	橋場町～賢坂辻地区	
	19	材木町・横山町地区		<4>	石引～小立野地区	
	20	曉町・桜町地区		<5>	野町～弥生地区	
	21	扇町・天神町地区	A. 景趣調和	<6>	東大通り地区	
	22	小將町・東兼六町地区		<7>	彦三通り地区	
	23	宝町・石引地区		<8>	東インター大通り地区	
	24	小立野4・5丁目地区		B. 景観調和	<9>	兼六大通り地区
	25	小立野3丁目地区			<10>	犀川大通り地区
	26	石引2・4丁目地区			<11>	中央通り地区
	27	本多町・笠舞地区			<12>	昭和大通り地区
	28	本多町2・3丁目地区			<13>	西大通り地区
	29	里見町・油車・茨木町周辺地区		A. 金沢駅周辺		駅西地区
	30	池田町・水溜町・新賢町周辺地区				駅東地区
	31	菊川・城南地区				金沢駅～武蔵地区
	32	寺町大通り地区				武蔵ヶ辻地区
	33	寺町2・4丁目地区				武蔵～香林坊地区
	34	寺町寺院群旧野田道周辺地区			香林坊地区	
	35	寺町寺院群旧鶴来道周辺地区			片町地区	
	36	野町・泉地区			北陸自動車道～金沢港地区	
	37	白菊町・千日町地区			金沢駅～北陸自動車道地区	
	38	中央通町周辺地区	B. 都心軸			木倉町周辺地区
	39	長土堀2・3丁目地区			広坂・賢町地区	
	40	長土堀通り地区			片町・大町地区	
	41	長町武家屋敷群地区			片町2丁目地区	
	42	武蔵町・高岡町地区		C. 商業業務		
	43	玉川町地区				
	44	芳齋・玉川町地区				
	45	鞍月用水香林坊・長町地区				
	46	大野庄用水長土堀地区				
	47	鞍月用水芳齋地区				
	48	中橋町・昭和町・三社町地区				
	49	本町地区				
	50	金石町地区				
51	大野町地区					
52	二保・田島地区					
53	湯涌温泉街地区					

区域・地区図-1 (まちなか周辺部)



区域・地区図-2 (まちなか以外)



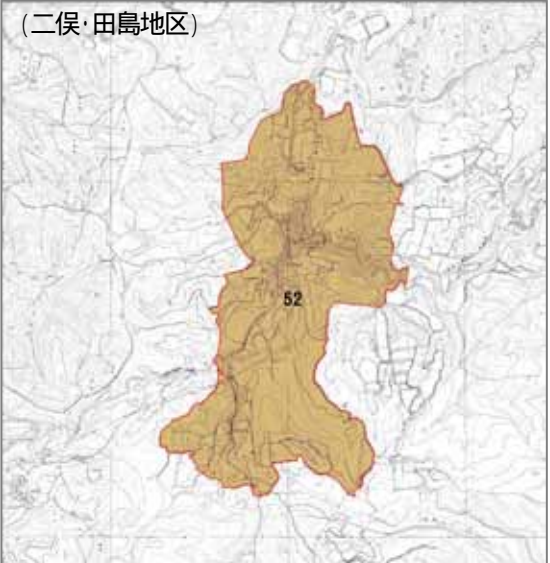
(金石町地区・大野町地区)



(旧北国街道・森本花園地区)



(二俣・田島地区)



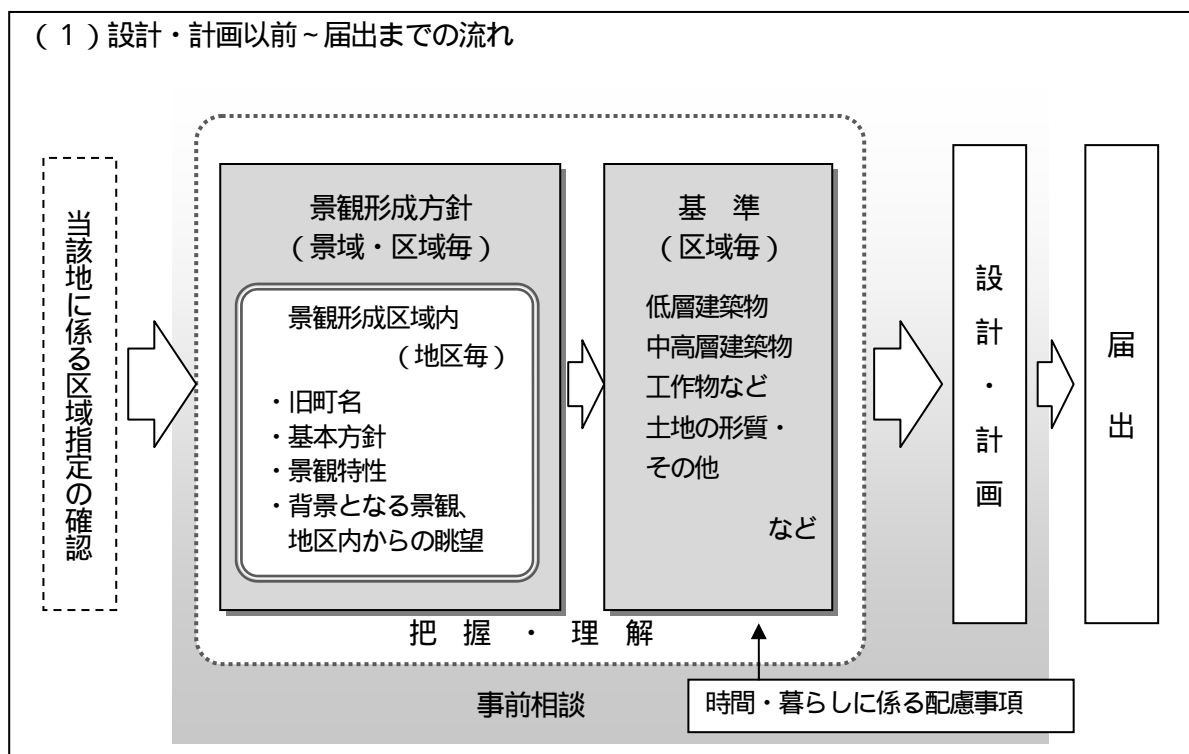
(湯涌温泉街地区)



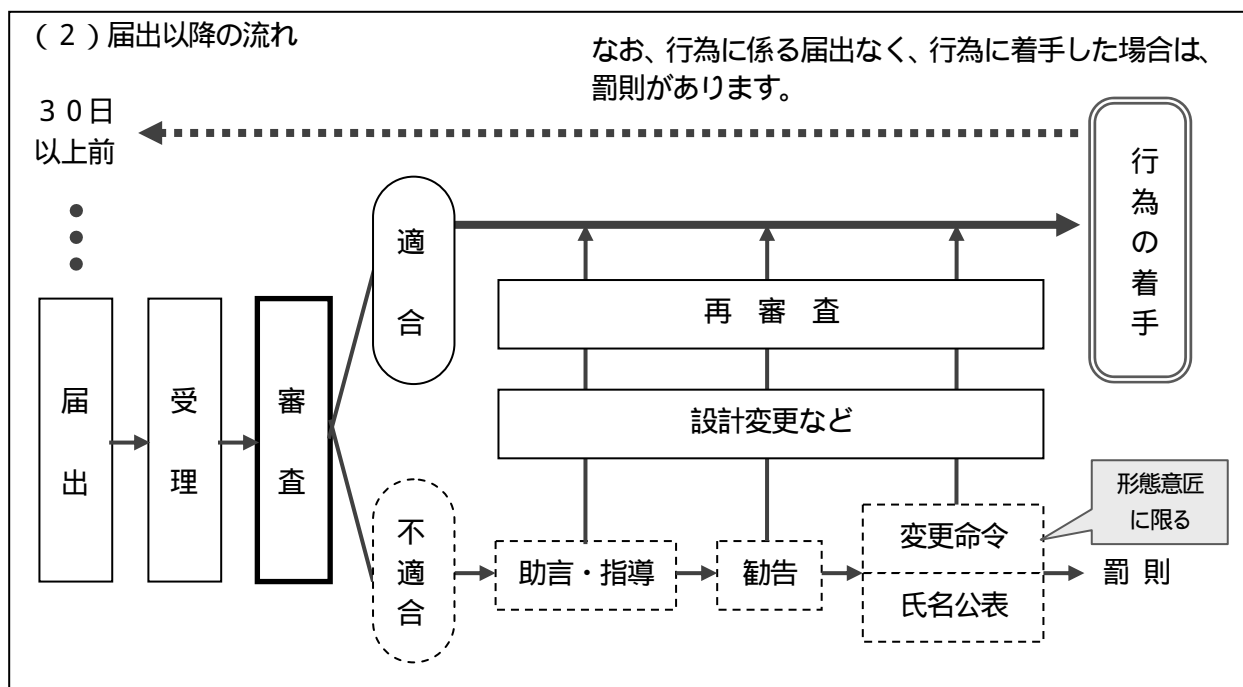
10. 景観誘導の基本的考え方 (P79~80)

具体的な景観誘導にあたっては、「景観形成方針」(景域・区域・地区毎)と「基準」(区域毎)をもとに進めます。

当該地周辺の歴史的背景や地理的条件を踏まえた景観特性を読み解くことや、設計にむけた前提条件の把握が重要です。次に、その前提条件を踏まえた上で、「基準」に基づく配慮および遵守すべき内容について理解を深めることが重要です。最後に、以上のような理解のもとに、設計・計画を行った上で、行為にかかる届出が必要です。

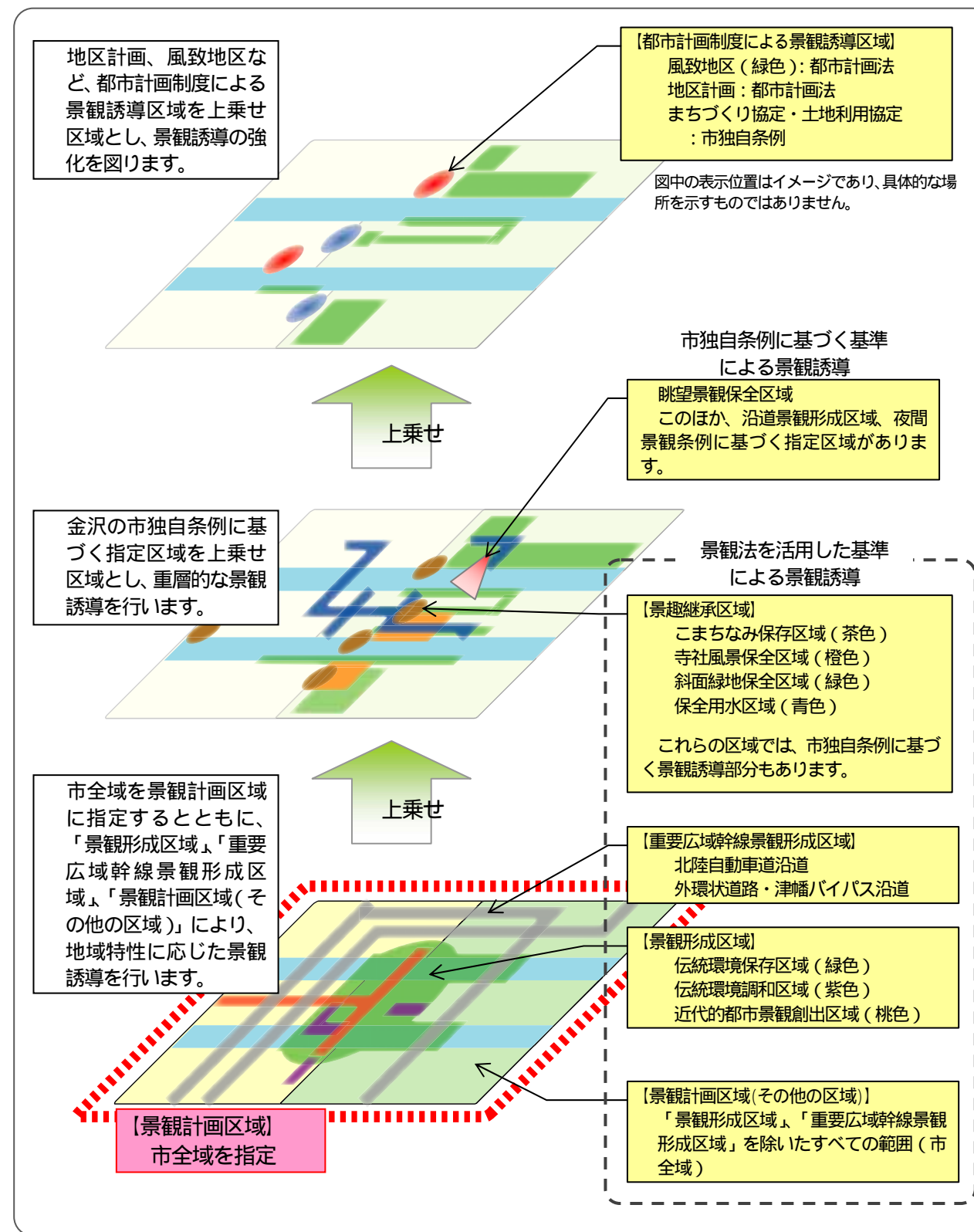


届出については、「届出が受理されてから30日間を経過した後でなければ、行為に着手することができない(景観法による)」ため、行為着手を予定する30日以上前に行うよう、配慮が求められます。ただし、届出を受理してから30日以内に届出行為が了承された場合は、行為に着手することが可能です。



11. 重層的な区域設定による景観誘導方針 (P81)

市全域を景観計画区域に指定するとともに、きめ細かな景観誘導を行うための重層的な区域を設定することにより、良好な景観形成を推進します。



12. 届出等が必要となる対象 (P82~85)

(1) 届出等が必要となる対象範囲 (P85)

届出等が必要となる各区域の対象範囲は以下のとおりです。

区 域		対象範囲
景観形成区域	伝統環境保存区域	本資料 p 3 ~ p 4 に示す範囲
	伝統環境調和区域	
	近代的都市景観創出区域	
重要広域幹線 景観形成区域	北陸自動車道沿道	市街化区域 道路境界線から 両側 100m の範囲 市街化区域外 道路境界線から 両側 500m の範囲
	外環状道路・津幡バイパス沿道	道路境界線から 両側 100m の範囲
景観計画区域 (その他の区域)		景観形成区域、重要広域幹線景観形成区域を除く 市全域

(2) 届出等が必要となる対象行為 (P82、P83)

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出等が必要となります。

ただし、届出の対象外となる行為もあります。(後述)

行為の種類	届出等対象規模		
	(その他の区域)	重要広域幹線 景観形成区域	景観形成 区域
建築物の新築、増築、 改築、移転、外観を変 更することとなる修繕 若しくは模様替又は色 彩の変更	高さが10mを超えるもの 又は 市街化区域内における土地 面積が3,000㎡以上のもの 市街化区域外における土地 面積が1,500㎡以上のもの	高さが10mを超えるもの 又は 建築面積が500㎡を超えるもの	すべて
工作物の新設、増築、 改築、移転、外観を変 更することとなる修繕 若しくは模様替又は色 彩の変更	高さが10mを超えるもの 屋上又は屋根上に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの		
土地の開墾その他の土 地の形質の変更			
木竹の伐採、土石の類 の採取又は物件の堆積			
開発行為(都市計画法 第4条第12項に規定 するもの)	市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの		

新築(新設): 敷地に建築物等を新たに造る工事
 増築: 建築物等の床面積又は高さを増加させる工事
 改築: 建築物等の全部又は一部を除却し、用途・規模・構造の著しく異なるものを造る工事
 移転: 同一敷地内において、既存建築物等を移動する工事
 修繕: 既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法・材料により行われる工事
 模様替: 既存の建築物等の部分に対し、おおむね同様の形状・寸法によるが、異なる材料により行われる工事

【届出等の対象となる工作物】

- ・煙突
- ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗竿、架空電線路用、電気事業者保安用通信設備除く)
- ・広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ・擁壁
- ・乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの
- ・ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ・メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵し、又は処理する施設
- ・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- ・築造面積が300㎡を超える自動車車庫の用に供する立体的駐車場施設
- ・用水の橋りょう、堤防、護岸その他これらに類するもの
- ・門、塀その他これらに類するもの

(3) 届出等の対象外となる行為 (P83~P85)

(2)に掲げた行為のうち、以下のいずれかに該当するものは届出等の対象外となります。

次の表に掲げる行為

行 為
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
仮設の建築物の建築等
仮設の工作物の建設等
木竹の伐採で、次に掲げるもの 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われるもの 枯損したもの又は危険なもの 自家の生活の用に充てるために必要なもの 仮植したもの 測量、実地調査又は施設の保守の支障となるもの
土石の採取で、行為に係る部分の面積が10㎡以下で、かつ、高さ1.5mを超える法面を生じる切土又は盛土を伴わないもの
土地の形質の変更で、次に掲げるもの 仮設の建築物等の新築、改築、増築、移転の用に供する目的で行うもの 既存の建築物等の管理のために必要なもの 面積が10㎡以下で、かつ、高さ1.5mを超える法面を生じる切土又は盛土を伴わないもの
物件の堆積で、行為に係る部分の面積が10㎡以下で、かつ、高さ1.5m以下のもの
建築物の新築、改築、増築又は移転で、行為に係る部分の床面積の合計が10㎡以下のもの
建築物の外観が変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が10㎡以下のもの
工作物の新設、改築、増築又は移転で、行為に係る高さが、1.5m以下のもの
農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、かつ、次に掲げるもの 幅員2m以下の用排水路、農道又は林道の設置 土地の形質の変更 木竹の伐採(森林の皆伐を除く)

次の法令等による許可等を受けて行う行為

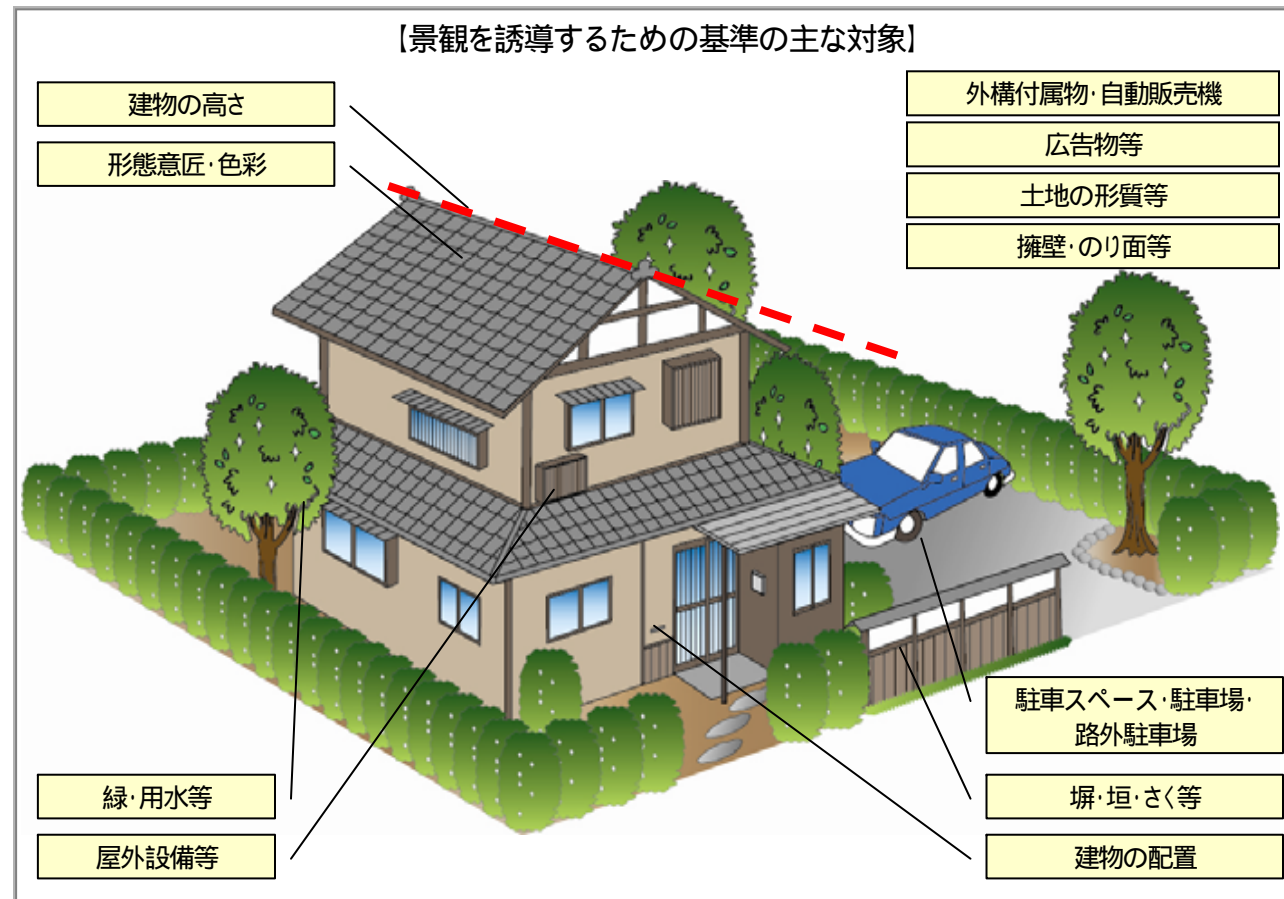
法令等	許可等
文化財保護法	重要文化財の現状変更等の行為の許可（第43条第1項） 重要有形民俗文化財の現状変更等の行為の届出（第81条第1項） 史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可（第125条第1項） 関係省庁の所管する重要有形民俗文化財等の現状変更等の行為の通知（第167条第1項第6号） 関係省庁の所管する重要文化財等の現状変更等の行為の同意（第168条第1項） 重要文化財の修理の届出（第43条の2第1項） 史跡名勝天然記念物の復旧の届出（第127条第1項） 重要文化的景観の現状変更等の行為に係る届出（第139条第1項）
金沢市文化財保護条例	指定文化財(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)の現状変更に係る届出(第10条)
石川県文化財保護条例	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可 (第14条第1項、第35条第1項) 県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の修理の届出（第15条第1項、第36条）
金沢市伝統的建造物群保存地区条例	伝統的建造物群保存地区内における行為の許可（第4条）
金沢市屋外広告物条例	条例の規定に適合する屋外広告物等の表示等（第4条、第5条）

次に掲げる行為

- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為（法第16条第7項第2号）
- ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（政令第8条第4号イ）
- ・その他景観法第16条第7項に掲げる行為

13. 良好な景観形成のための行為の制限に関する基準（P87～133）

建築物・工作物等の新・増・改築や修繕・色彩の変更等に関わる行為について、対象となる区域毎の基準を定めています。



14. 景観計画区域における基準（P87～133）

詳細な基準は、本編を参照して下さい。

【景観形成区域における主な基準項目（例）】（P87～129）

項目	基準として記載されている主な項目	
建築物	高さ	・高さ基準に基づく高さ以下（伝統環境保存区域のB・D・E区域の一部の区域）
	配置	・街並みの連続性の確保、壁面の後退等による圧迫感の軽減、町割・地割を活かした配置、文化財等への配慮に関する事 など
	形態意匠	・地域の気候風土や歴史的背景に根差した伝統的な形態意匠の採用、周囲からの見られ方や周辺環境と調和した外壁素材の採用、軒・庇の設置に関する事 など
	色彩	・伝統的な街並みと調和する色彩の採用、外壁の色彩のコントラストが大きくなりすぎない配慮、屋根の色彩に関する事、禁止色に関する事 など
屋外設備等	・公共空間・施設からの見え方に対する配慮、太陽光発電設備や風力発電設備の設置に関する事 など	
敷地利用	緑・用水等	・敷地内緑化・軒先の緑化への配慮、河川沿いの緑化推進、周辺の街並みや隣接橋と調和した用水の私有橋への配慮、用水沿いの緑化に関する事 など
	駐車スペース・駐車場	・建築物と一体化した屋内駐車スペースの推進、屋外駐車スペースでの目隠し修景への配慮に関する事 など
	外構付属物・自動販売機	・プロパンガス置き場やゴミ集積場・駐輪場等の見え方、自動販売機の設置・見え方・色彩・夜間の光量に関する事 など
	広告物等	・集合化によって整序化した広告物設置への配慮、落ち着いたデザインとしての配慮、素材の工夫、独立広告物の足もと緑化に関する事 など

上記の基準は主な内容であり、区域や建築物の高さ（低層建築物、中高層建築物）によって異なります。その他、「工作物など（高さ、配置、形態意匠・色彩、塀・垣・さく等）」や「土地の形質・その他（土地の形質等、緑・用水等、擁壁・のり面等、路外駐車場）」の項目に関する基準があります。

【重要広域幹線景観形成区域及び景観計画区域（その他の区域）における主な基準項目（例）】（P130～133）

項目	基準として記載されている主な項目	
建築物及び工作物	配置・規模	・山並み等への眺望配慮、公共空間に接する敷地境界からの後退、文化財等への配慮、携帯電話基地局の鉄塔やアンテナの設置に関する事 など
	形態意匠	・周辺景観や自然景観との調和、地域の個性や伝統を活かした素材の採用、威圧感を与えない形態や外壁の色彩・素材等の工夫、建築物の上部形状や塔屋等の見え方に対する配慮、反射素材の見え方に対する配慮に関する事 など
	色彩	・自然環境や背景となる景観との調和、外壁の色彩のコントラストが大きくなりすぎない配慮、屋根の色彩に関する事、彩度を抑えた落ち着いた色彩、建築物本体との景観的調和、禁止色に関する事 など
	屋外設備等	・公共空間・施設からの見え方に対する配慮、屋上での基本的な設置不可、太陽光発電設備の設置に関する事 など
敷地利用	緑・用水等	・敷地内の緑化、景観管理ができる用水護岸への配慮、周辺の街並みや隣接橋と調和した用水の私有橋への配慮に関する事 など
	駐車スペース・駐車場	・屋外駐車スペースの見え方に対する工夫、出入口付近等路面の修景舗装、立体駐車場の見え方に対する工夫に関する事 など
	外構付属物・自動販売機	・プロパンガス置き場やゴミ集積場・駐輪場等の見え方、自動販売機の設置・見え方・色彩・夜間の光量に関する事 など
	広告物等	・集合化によって整序化した広告物設置への配慮、文化財等への配慮、独立広告物の足もと緑化、マンション・ビル名称の大きさに関する事 など
土地の形質等	・周辺との調和に配慮した造成、緑化等による周辺からの見え方に対する配慮に関する事 など	
擁壁・のり面等	・擁壁等の周辺との調和、擁壁の彩度が高い色彩不可、のり面周辺の緑化に関する事 など	

「重要広域幹線景観形成区域」と「景観計画区域（その他の区域）」では、若干、基準の内容が異なります。

15. 色彩基準等について (P136～137)

(1) 禁止色(基準) 景観法に基づく景観形成基準となります。

屋根・外壁の基調色として使用すべきでないものとして禁止する色は、次に示すとおりです。

- R(赤) YR(黄赤)系の色相で、彩度が6を超えるもの。
- Y(黄)系の色相で、彩度が4を超えるもの。
 - ・ 以外の色相で、彩度2を超えるもの。
- 蛍光色

(補足説明)

- ・ 伝統素材や自然素材で着色していないもの(経年変化による色彩の変化が生じるものなど)は除く。
- ・ 上記以外の色彩については、すべて認められる色彩というのではなく、素材や表面の質感、光沢の有無、使用する部位・面積等によって総合的に判断される。
- ・ 広告に準ずるアクセント色()については、使用する部位や面積等によって、景観上支障がないと判断される場合、この限りではない。 各1方向の見付け面積の2割までの範囲を占める色をいう。

(2) 斜面緑地保全区域と重なる区域における色彩(基準) 景観法に基づく景観形成基準となります。

景観形成区域において、斜面緑地保全区域と重なる区域では、次に示す【色彩誘導表】に基づくものとします。

	屋根	外壁	
明度	3以下	3以上6以下	
彩度	2以下	R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄色)系	4以下
		その他	2以下

(3) 推奨色

金沢の伝統的な街並みとして「地」となる色彩は、木色(もくじき)です。

木色をベースとする望ましい色彩の範囲(推奨色)は、次に示すとおりです。

推奨色は、景観法に基づく景観形成基準ではありませんが、下記に示す適用する区域では、その採用が望まれます。

色相	5YR	7.5YR	10YR	2.5Y
明度	4以上～6以下		4以上～7以下	
彩度	2以上～4以下			

推奨色を適用する区域 ... 景観形成区域

伝統環境保存区域の「E 遠望風致区域(7地区すべて)」、近代的都市景観創出区域の「A 金沢駅周辺区域(駅西地区)」、「B 都心軸区域(北陸自動車道～金沢港地区、金沢駅～北陸自動車道地区)」を除きます。

また、斜面緑地保全区域と重なる区域は、(2)で示す別表「色彩誘導表」に基づくものとします。

16. 基準運用に係る特記事項 (P137)

「景観形成区域」、「重要広域幹線景観形成区域」、「景観計画区域(その他の区域)」における行為の制限に関する事項については、次の特記事項を設けます。

- ・ 地区計画やまちづくり協定など、調和のとれた街並みの連続性や統一性に配慮するための別途ルールがある地域・地区では、景観形成基準に加え、そのルールを尊重した良好な景観形成に努める。
- ・ 寺院・神社・教会等の建造物において、歴史的・伝統的に認識・継承されている固有の形態意匠や色彩等については、この限りではない。
- ・ 茶室等の屋根材で銅板葺きの使用については認める。
- ・ 白・黒系の漆喰等の伝統的素材や自然素材を用いる場合は、周辺の街並みとの調和に配慮し、使用する面積比率・バランスに留意したものとす。
- ・ 色彩については、印刷やカラーコピー等では実際の色彩と異なる場合があるため、色見本等で確認すること。
- ・ 景観形成基準に適合していても、別途、「金沢市景観審議会」における審議・審査で、景観上支障がない、もしくは、本市の景観形成に寄与すると判断された場合は、この限りではない。

17. 時間・暮らしと景観との関わりを意識した

良好な景観形成のために配慮すべき事項 (P138～139)

景観形成基準に加え、地域に応じた特徴ある暮らしや時間の移り変わりを意識した配慮が望まれます。以下に、時間や暮らしに応じた良好な景観形成に向け配慮すべき事項を示します。

(本編に記載する基準内容から抜粋して示しています。)

(1) 景観形成区域【伝統環境保存区域、伝統環境調和区域、近代的都市景観創出区域】

項目	配慮事項
時間に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経年変化とともに味わいや趣きを感じられるような素材の採用に配慮する。 ・ 洗練された風格と落ち着きを感じられるような形態意匠や素材の採用に配慮する。(近代的都市景観創出区域) ・ 四季の変化を感じられる花木や紅葉が美しい樹木、金沢の気候風土に合った樹木の植栽により、森の都・金沢にふさわしい景観の創出に配慮する。 ・ 夜間においても魅力や趣きを感じられる美しい夜間景観の形成に配慮する。
暮らしに 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域特有の地割に根ざした日照や通風等の良好な住環境の継承に配慮する。 ・ 地域の生活・生業等との関わりを意識し、風格や落ち着きを五感で感じられる景観の創出に配慮する。(伝統環境保存区域・伝統環境調和区域) ・ 小広場やたまり空間をできるかぎり設け、賑わいと魅力を感じられる景観の創出に配慮する。(近代的都市景観創出区域) ・ 道路に面した低層部は、ショーウィンドウ等のディスプレイ空間の設置など、賑わいと魅力ある歩行景観の創出に配慮する。(近代的都市景観創出区域) ・ 斜面緑地や惣構跡・用水を積極的に修景に活かし、金沢らしい魅力ある生活空間の創出に配慮する。 ・ ユニバーサルデザインと景観が調和した歩行空間の確保に配慮する。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ集積場や駐輪場など、敷地内の適切な維持管理を行い、景観の維持・確保に配慮する。 ・ 行為を実施している期間中は、周辺の景観との調和に配慮した遮へいや、修景に配慮する。

(2) 景観形成区域以外【重要広域幹線景観形成区域、景観計画区域(その他の区域)】

項目	配慮事項
時間に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経年劣化により見苦しくならないような素材・材料の使用に配慮する。 ・ 四季の変化を感じられる花木や紅葉が美しい樹木、金沢の気候風土に合った樹木の植栽により、森の都・金沢にふさわしい景観の創出に配慮する。 ・ 夜間においても魅力や趣きを感じられる美しい夜間景観の形成に配慮する。
暮らしに 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の生活・生業等との関わりを意識した景観形成に配慮する。 ・ 近隣住民等の地域コミュニティに寄与する憩い空間等の創出に配慮する。 ・ 周辺の既存の住宅地や集落から見て、景観上違和感が生じないように配慮する。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺景観と調和していない敷地内の既存施設・設備等は、建築物や工作物の増築や改築等の機会に合わせて、改善するよう配慮する。 ・ ゴミ集積場や駐輪場等についても適切な維持管理を行い、地域として美しく誇りを持つような景観形成に配慮する。 ・ 行為を実施している期間中は、周辺の景観との調和に配慮した遮へいや、修景に配慮する。

18. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針（P140～141）

（1）景観重要建造物の指定の方針（P140）

地域にとって良好な景観形成上、重要な存在であると認められ、公共の場所から容易に見ることができる建造物で、次の基準に該当するものを「景観重要建造物」として指定します。

【指定の基準】

概ね昭和20年以前の伝統的建造物
（重要）伝統的建造物群保存地区内の一般建築物
その他景観上重要な建造物

<指定の方法>

景観重要建造物の指定にあたっては、基準等との適合性、建造物の維持保全の状態等を調査・確認します。

建造物の存在する地元（所有者を含む）の意見を聞き、所有者の同意を得るとともに、歴史文化、建築史、景観等に関連する分野の専門家や金沢市景観審議会および保存建物部会等の意見を聞き、指定の妥当性を検証します。

（2）景観重要樹木の指定の方針（P141）

地域にとって良好な景観形成上、重要な存在であると認められ、公共の場所から容易に見ることができる樹木で、次の基準に該当するものを「景観重要樹木」として指定します。

また、指定にあたり、金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例に基づく景観樹等を景観重要樹木の指定の参考とします。

【指定の基準】

樹容が景観上優れているもの
周辺の街並みの景観に調和しているもの
樹木固有の形状を保っている又は剪定等により良好な形状を保っているもの
景観上、地域のシンボリックな存在となっているもの
歴史的経過、文化的意義、学術的な特徴を持つもの
市民に広く親しまれ、保全する価値があると認められるもの

<指定の方法>

景観重要樹木の指定にあたっては、樹木の維持保全の状態等を調査・確認します。

樹木の存在する地元（所有者を含む）の意見を聞き、所有者の同意を得るとともに、植物等に関連する分野の専門家や樹木医、金沢市景観審議会および緑化推進部会等の意見を聞き、指定の妥当性を検証します。

19. 屋外広告物等の表示及び掲出する物件の設置

に関する行為の制限に関する事項（P142～147）

（1）屋外広告物等に関する基本方針（P142）

屋外広告物等の景観形成にあたっては、「金沢市景観総合計画」に示す屋外広告物等に関する景観まちづくり方針を具現化するため、「金沢市屋外広告物等に関する条例」に基づき、市内全域における屋外広告物等を対象とした必要な規制・誘導を行います。

屋外広告物等における景観への配慮としての基本要件は、以下のとおりです。

- ・都市の美観及び自然美を損なわず、周囲の景観に適した意匠と色彩を有するものとする。
- ・夜間を対象とする屋外広告物等であっても、昼間の美観を損なわないものとする。
- ・屋外広告物等の裏面及び側面の不体裁な支柱、支枠等が露出しない。
- ・過剰な照明は抑制し、点滅灯及び回転灯の類は、屋外広告物等に付帯しない。ただし、安全確認のために必要な場合、又は活用地区内での場合を除く。
- ・禁止地域にあつては、発光式及び反射式の素材は、使用しない。ただし第4種禁止地域及び第6種禁止地域を除く。

（2）屋外広告物等の表示等に関する制限（P142～147）

地域に応じて、禁止地域や許可地域、屋外広告物活用地区等を指定し、屋外広告物等の表示等に関する規格を決め、これに遵守することとします。

種別		地域または場所（概要）
禁止地域	第1種	・風致地区 ・緑地保全区域等 ・専用住居系用途地域内にある伝統環境保存区域 ・こまちなみ保存区域
	第2種	・専用住居系用途地域
	第3種	・住居系用途地域内にある伝統環境保存区域 ・こまちなみ保存区域
	第4種	・商業系用途地域内にある伝統環境保存区域 ・伝統環境調和区域
	第5種	・禁止道路沿線（北陸自動車道）
	第6種	・禁止道路沿線（その他）
許可地域		・禁止地域を除く全ての地域
屋外広告物活用地区	片町地区	・片町1丁目、片町2丁目、木倉町、大工町、池田町3番丁、下柿木畠、堅町及び広坂1丁目の各一部
	武蔵ヶ辻地区	・青草町、尾張町2丁目、下堤町、彦三町2丁目、武蔵町、安江町、下近江町、上近江町、下松原町及び袋町の各一部

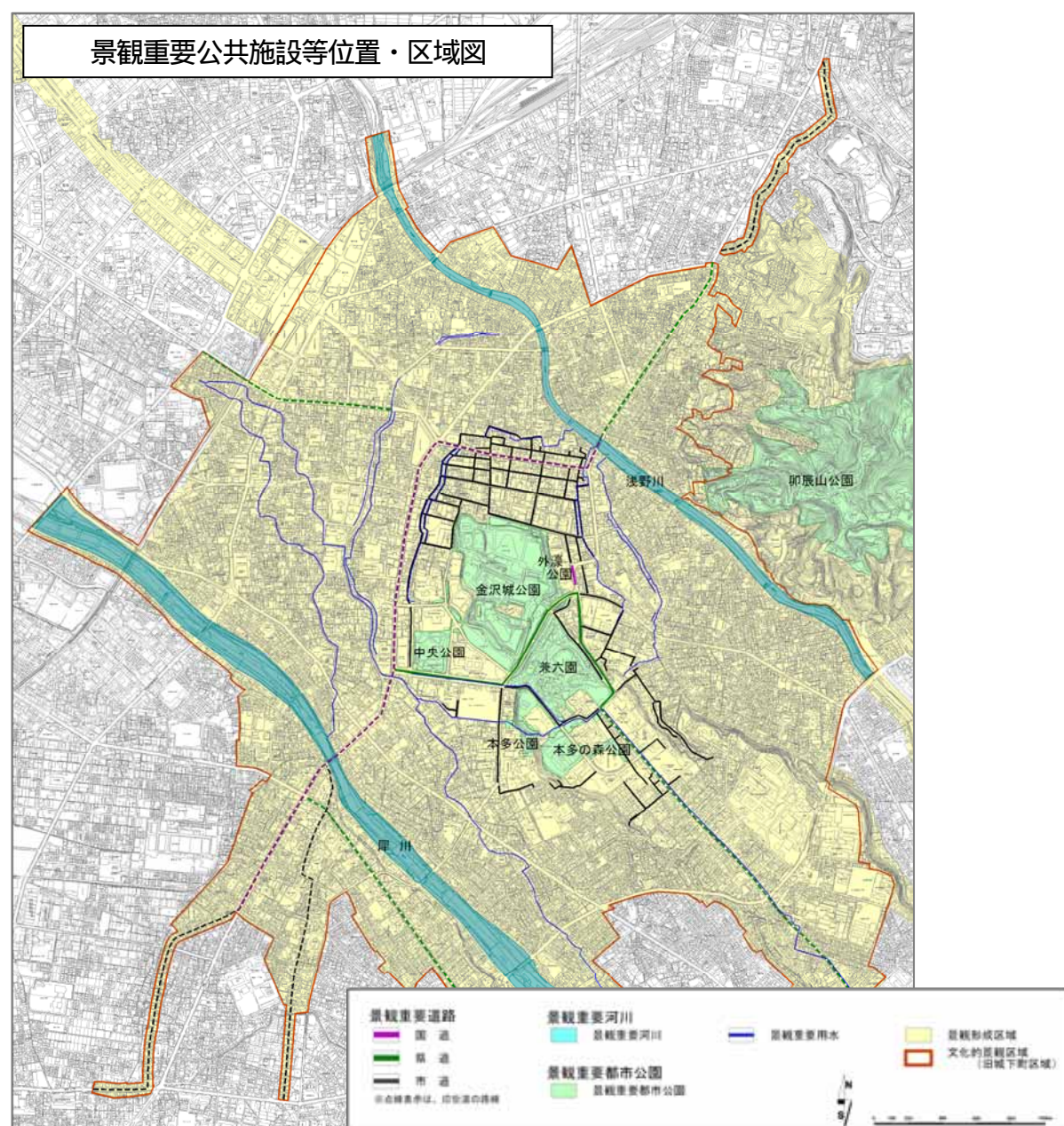
地域毎の屋外広告物等の表示に関する規格については、本編を参照して下さい。

20. 景観重要公共施設等の整備に関する事項 (P148～150)

景観計画区域内において、次の道路、河川、都市公園は、良好な景観の形成に重要な「景観重要公共施設」等に指定し、整備に関する事項等を定めます。

具体的には、景観重要公共施設周辺に位置する地域の景観資源や公共施設との調和を図ります。

項目	対象
景観重要道路	旧城下町区域の歴史的な街路(旧北国街道、旧石引道、旧鶴来道、旧野田道、旧宮腰往還)、金沢城・兼六園周辺の歴史的街路網
景観重要河川	旧城下町区域内の犀川、浅野川
景観重要都市公園	金沢城公園、兼六園、本多の森公園、中央公園、外濠公園、本多公園、卯辰山公園
景観重要用水	旧城下町区域内の惣構、辰巳用水、鞍月用水、大野庄用水における指定された区域 景観重要公共施設に準ずる用水としての位置づけ



21. 文化的景観に関する事項 (P151～153)

(1) 文化的景観区域 (P151)

本市では、風土に根ざして営まれてきた人々の生活・生業のあり方を示す良好な景観地を文化財保護法に定める「文化的景観」として位置づけ、保存・活用することにより、個性豊かな地域社会の実現と歴史都市金沢にふさわしい景観として保全・継承します。

文化的景観区域は、「旧城下町区域」及び「卯辰山区域」とします。また、今後の展開に応じて、市内のその他の区域においても、引き続き文化的景観の調査を進めていきます。

(2) 文化的景観を保護するための基本方針 (P152～153)

美しい自然や風土の保全
 伝統的・文化的資産の継承・活用
 伝統環境に調和した都市空間の創造
 文化的景観を活かしたまちづくり
 運営体制の整備

